はこの9月から、左派のボリ

か の

「髙卒まで」に拡充。

医療費助成を「中卒まで」

9割の市区町村が子ども

2013年に撤回。 南米チリ

で受診控えが問題になり、

ドイツはいったん創設した外

担ゼロ

どもの医療

7割の市区町村が子

来受診時の低額負担10ユー

本共産党の論戦が政治を動か

方で長年の住民運動や日

果は下表のように、世界では

兵庫県保険医協会の調査結

の75歳以上の高齢者に10 てきました。現在、1割負担 窓口負担を連続的に引き上げ

政府は長年、医療費の患者

f f

世滅界・

/5歳以上医 **可削る負担増** 医療費負担

完全無料化を実現。 ッチ大統領が公的医療制度の

得の市民等を対象に、短期保

金の年額18万円未満の低所

議が行った質疑によると、年 特別会計決算の根本みはる市

9月議会の後期高齢者医療

険証を発行した人数は、

課税

対象者が31人、非課税対象

70~74歳の窓口1割負担 が月25万円超です。最近も で、所得が一定高い人は上限 代の住民税非課税世帯ですら ほどだと指摘。日本は現役世 年間上限は計1万~10万円 上限は年間合計30万円超 定額制の国は外来と入院で

出した高額ぶりは鮮明です。 引き上げを強行してきまし げ、負担上限月額の細分化 世代を含めた入院食費の値上 た。世界との正反対ぶり、 から2割への引き上げや現役 突

-ムページをご覧ください

OECD加盟

いる国は少数

定率制を採用

か。 ₽ です。こんな国は世界の中で 増を押し付けてきたのが実態 けでなく、現役世代にも負担 月から2割負担を導入するだ

「当たり前」なのでしょう

| OECD加盟諸国の窓口負担 | | | | | | |
|---------------|-------------------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | 原則無料 | 少額の低額 | | | 定率制 | |
| 外来 | フランス、イギリス、ドイツ、 | ノルウエー | 、オランダ、 | スウェーデン | 日本、スロ | ベニア、韓国 |
| | カナダ、スペイン、メキシコ、 | フィンランド | • | | ルクセンブ | ルグ |
| | ハンガリー、ポーランド | | | | | |
| 入院 | フランス、イギリス、ルクセンブルグ | ドイツ、オラ | ンダ、スウ | ェーデン | 日本、スロ | ベニア、韓国 |
| | カナダ、スペイン、メキシコ | フィンランド | • | | | |
| | ハンガリー、トルコ、ポーランド | | | | | |
| | オーストラリア、ニュージーランド | | | | | |

※兵庫県保険医協会が今年まとめた調査結果をもとに作成。

※原則無料の国には薬剤費負担などがある場合も。

※調査には日本を除く87か国中29か国が回答。

ます。 努力している自治体に国民健 かし、国は助成制度を設けず、 約7割に広がっています。 負担ゼロの市区町村は全体の 康保険の国庫負担を減らす 「ペナルティー」を続けてい (しんぶん赤旗9/30

2023 春 統一地方選の 勝利めざし

志位和天委員 長

日(水)午後 5 時 豊橋駅東口



根本みはる市



せば、 です。 軽減は可能ではないでしょう 組みであり、廃止されるべき 療費の窓口負担の2倍化を押 えまで行い、10月からの医 者が43人となりました。 か。 しつける、高齢者いじめの仕 後期高齢者医療制度は差押 欧州並みに窓口負担 医療の国庫負担を増や

日本共產党街頭演説会

が、広範囲になり、県の責任に

|民によって行われています

地内の樹木の剪定・草刈りが

い。」また、

県営住宅内の共用、管理してくださ

一費を徴収、

ましたが、危険が伴うことから、繁茂が激しく、見かねて刈っていは、住宅フェンス外の斜面の草の

、営逢妻住宅の住民のkさん

はる市議も同席しました。とが決まりました。懇談には根本みに訴え、担当者が現地を確認するこ県で草刈りを行ってほしい、と切実



要望書を手渡す佐藤代表と会のみなさん

愛知県住宅供給公社

三河住宅管理事務所 豊田加茂支所長様

2022年10月7日

内容は、

共益費を、

自治会費と

費の徴収、草刈り等についての加茂支所長に「県営住宅の共益

懇談しました。

三河住宅管理事務所

|月7日、愛知県住宅供給公住みよい公営住宅の会」が

併せて徴収し、その管理や使途

会が有るとの住民の声からに、不透明な点が見られる自

見の責任において、

住宅の共

県営住宅の共益費の徴収、草刈り等についての要望

住みよい公営住宅の会 代表 佐藤泰弘

日頃より、県営住宅の管理にご尽力いただき、感謝いたします。

市内の県営住宅の自治区・自治会の中には、家賃と別に住宅の共用部の管理に使用する 共益費を、自治会費と併せて徴収し、その管理や使途に、不透明な点が見られる自治会が 有るように住民から疑問の声が上がっております。

その疑義を払拭すると共に、自治会の負担軽減を図るためにも、県の責任において、住宅の共益費を徴収、管理されることをお願い申し上げます。

また、県営住宅内の共用敷地内の樹木の剪定・草刈りの費用にあてるべく、共益費を徴収されています。住民の高齢化や入居者減少により、住民による管理が年々難しくなっています。自治会を通じての住民頼りの清掃・草刈り等でなく、県の責任において行われることへの要望も多く、以下の項目について、要望いたします。

記

- 1, 県営住宅の共益費を、県が責任を持って徴収し・管理をしてください。
- 2, 県営住宅敷地内の樹木の剪定・草刈りを、県の責任において行ってください。

9条改憲NO! スタンディング行動

10月19日(水)

とき:午後6時~ 豊田市駅西側デッキ

主催 9条改憲NO!豊田市民アクション

さよなら原発集会・パレード

2011年3月11日から、11年7か月。

福島は終わっていません。

10 月28日(金)

18:00 豊田市駅マクドナルド横に集合

ミ二集会後、ミニパレード

主催 さよなら原発豊田市民行動連絡会

ドキュメント DVD 上映会

10月22日(土) 13:30~(90分) 崇化館交流館